(二)　(一)以外のもの　両側に支持金具又は軸受を有するものにあっては消防用ホース収納部の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあっては軸受の反対側の消防用ホース収納部の端に、当該消防用ホース収納部の質量に消防用ホース及び収納状態において消防用ホースに充水することのできるものにあってはその水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。

(三)　消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、ＪＩＳ（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Ａ　五七〇五に適合する滑らかなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するために要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。

簡易操作型放水用設備の種類	消防用ホースの延長操作に要する力
第二第一号(二)に掲げる放水用設備	二百ニュートン
第二第一号(三)から(五)までに掲げる放水用設備	百ニュートン

(四)　しゅう動部又は回転部を有するものにあっては、当該部分を耐食性材料で造り、かつ、しゅう動又は回転によって機能に異常を生じない構造であること。

五　第二第一号(二)から(四)までに掲げる放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合にあっては、次によること。

(一)　加圧送水装置の起動装置の充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。

(二)　加圧送水装置の起動装置の配線は、十分な電流容量を有し、接続が的確であること。

(三)　加圧送水装置の起動装置には、防水措置を講ずること。

六　簡易操作型放水用設備を天井に設置する場合にあっては、次によること。

(一)　降下装置は、床面からの高さが一・八メートル以下の位置に設けるとともに、操作しやすい構造とし、簡易操作型放水用設備の機能に障害を与えないものであること。

(二)　降下装置を操作した場合に、消防用ホースを床面からの高さが一・五メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。

(三)　降下装置を操作した場合に、消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下するものであること。

第四　消火栓弁の構造及び機能

消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一　消防用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具（以下「消防用ホース用結合金具」という。）とし、その構造は、差込式のものにあっては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。）第七条に規定する差込式差し口に、ねじ式のものにあっては同令第九条に規定するねじ式差し口に適合するものであること。

二　配管との接続部は、配管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三　減圧装置を内蔵するものにあっては、次によること。

(一)　減圧装置は、使用圧力範囲内において有効に放水圧力を減じることができる性能を有すること。

(二)　減圧装置は、目づまりしない構造であること。

(三)　減圧装置は、最高使用圧力（使用圧力範囲の最大値をいう。以下同じ。）に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により性能に支障を生じない構造であること。

(四)　減圧装置の一次側に消火栓弁の最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあっては、三メガパスカル）の水圧力を、二次側に減圧装置の設定圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

四　開閉弁は、次によること。

(一)　次の表の上欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる操作力以下で、手動により全開することができ、かつ、全閉することができるものであること。ただし、自動式の開閉弁（以下「自動式開閉弁」という。）にあっては、この限りでない。

呼称	操作力（ニュートン）
二十五	百五十
三十	
四十	二百
五十	
六十五	二百五十

(二)　自動式開閉弁にあっては、次に適合するものであること。

イ　消防用ホースを用いて放水しようとするときに自動的に全開するものであること。

ロ　手動により開閉できる構造であること。

第五　消火栓弁の材質

消火栓弁の材質は、次に定めるところによる。

一　パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

(一)　ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇、Ｇ　五五〇一又はＧ　五一二一

(二)　(一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(三)　(一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二　さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆処理を施したものであること。

三　開閉弁のパッキンの材料は、ＪＩＳ　Ｋ　六三五三Ⅲ類又はこれと同等以上の強度及び耐老化性を有するものであること。

第六　消火栓弁の漏水試験

消火栓弁の漏水試験は、次に定めるところによる。

一　開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあっては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

二　開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあっては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。